

令和元年度 第5回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和元年8月9日(金)					
招集の場所	あさぎり町役場 2 F 大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和元年8月9日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和元年8月9日 午後1時55分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 25名 欠席 1名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	×	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樅木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	8番 松本 廣幸 9番 上野 勇一郎					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 高田真之 参事 大岩亜記					
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地利用集積計画(第8回)の決定について					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（船津 宏君） それでは時間になりましたので、始めていききたいと思います。皆様御起立お願いいたします。礼。それでは、只今から令和元年度第5回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。毎日暑い日が続いておりますけれども、熱中症には、十分注意して作業を行ってください。それから、報告ですけれども、7月16日に県の表彰式、農業者年金の大会がありましたけれども、出席者は、局長と大岩さんとそれから宮原久子委員と私と4人で、行ってきました。大きな症状賞状と、商品をいただきましたので、いつか、今日お披露目があるそうですので、楽しみにしてください。それから先日、人吉球磨女性農業委員ネットワークの総会が当会場でありまして、宮原久子委員が、会長とそれから、県の理事に再任されましたので、大変ですけど、頑張っていたきたいと思います。事務局も当事務局になりますので、よろしく願います。それでは、開会します。本日は、3番委員の中村金一委員さんから、病院行ってくるという事で遅れてくるということで、連絡がっております。出席議員は26名中25名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。これより議事に入ります。本日の議事は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、8番松本廣幸委員、9番上野勇一郎委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題にします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地法第5条の許可申請について説明をいたします。資料は2ページからになります。今回は、2件の審議をお願いいたします。最初に申請番号9番ですが、資料は、2ページから9ページ左側になります。譲渡し人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地としましては、3筆で、地目・現況は、田2筆と畑1筆です。転用面積が316㎡となっております。設定する契約としては所有権移転で、全体で410万円となります。転用の目的は、通路及び個人住宅の建築によるものです。3ページからの地図をご覧くださいと、申請地は、あさぎり町役場から西に50メートルの辺りになります。その隣の民間の住宅の隣になります。農用地区域の除外地で、周囲を他地目に囲まれた、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地にありまして、申請人は現在アパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭になり、小学校にも近く、生活環境が最適な場所として選定をしています。4ページから事業計画書、資金計画書。7ページにかけて、金融機関の融資証明等を掲載しております。6ページの配置図をご覧くださいと、今回の総事業面積は全体で745.3㎡となりますけれども、通路部分と、道路から奥まった宅地の形状のために、車の転回スペースが必要となりまして、これらを除くと住宅としての用地は504㎡となります。排水関係については、汚水は町の下水道管へ、雨水は南側から西側にある水路へ排水の予定です。北側の隣接地が農地と接しておりますが、平屋建ての個人住宅で周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しております。次に、申請番号10番ですが、資料は9ページの右側から、19ページにかけてになります。譲渡し人は町内の個人で、譲受人は町内の法人の方となります。転用する土地としまして

は、1筆で、地目・現況ともに田。転用面積は、2,010㎡のうち234.9㎡となっております。設定する権利の内容としましては、使用貸借で、転用の目的は11ページ右側の事業計画書にあるように、国の補助金を受けて事業拡大のため、野菜の集出荷施設を建築するものです。13ページの図をご覧頂きて、申請地は農業振興地域整備計画の農用区域内ですが、農業施設用地として変更届は済ませてありまして、申請地の北西側にある自宅の宅地から今回申請の出ている田にまたがる形で、野菜の出荷施設を建築し、その後、北東側に作業用の土間コンクリートと野菜の搬入口を設置する予定です。14ページの配置計画図にありますように、給排水につきまして、施設用の給水は井戸水によるポンプアップ雨水の排水は、東側の用排水路へ自然排水といたします。15ページ右側から融資の予定通知書、16ページに助成金の交付決定通知、17ページから土地の使用貸借契約と法人の定款、全部事項証明の抜粋を掲載をしております。申請に当たっては、これらすべて提出されておりますので、資料の印刷の関係で、抜粋のみ掲載をしております。野菜の集出荷施設を設置するに当たり、周囲に事業主体の法人が借地契約している農地が集約していること。野菜の運搬保管等の面から考慮しても妥当な土地であること。自宅に隣接して作業効率もよいことや、周辺農地への影響がないことなどから、許可相当と判断をいたしております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第1班の現地調査がありましたので、申請番号9番の案件について、18番委員の広瀬委員より、申請番号10番の案件について、19番委員の樫木委員より報告をお願いします。

○18番委員（廣瀬 孝喜君） 18番廣瀬です。午前中に申請番号9番について説明します。場所は、ページは2ページから9ページになっております。場所は、あさぎり町役場から西へ50メートル、西の方に行った免田東久鹿です。田と畑の売買です。草も払ってあり管理されています。少し価格が高いようですが、審議方よろしくをお願いします。終わります。

○19番委員（樫木 徹郎君） 申請番号10番について説明します。19番の樫木です。場所ですけれども、春日会館から上の方に上がりまして、狩所のほうに上がりまして、南稜高校のですね、神殿原農場がございまして、そこ前の道から、それからあさぎり中学校のですね北門に向けていくところの道がございまして、すぐその道の下、というようなところでございます。野菜のですね、野菜というかハウレンソウの加工を、ハウレンソウを作っておられまして、今まではですね、堆肥舎でコンテナから持ってきたのを草を取ったりとか、枯葉を取ったりとかというような事でやっとならったという事でしたけれども、やはり堆肥舎という事で、ちょっとこう衛生的にもどうだろうかという会社から指摘があったというような事で、今後ですね、やはりちゃんとした集荷選別の作業所が必要じゃないかというようなことで、今回ですね、作業所を建てたいという風な事でございます。譲渡し人・譲受人がですね、親子関係でございまして、宅地のすぐ横に、建てるといような事でございます。まず、条件的にですね、宅地内ということで利便性といいますかも、考慮しての建物であったかと思えます。11ページにちょっと大きな図面がありますけれども、申請地はここなんですけれども、この黄色で囲ってあるんですけれども、その上までですね、ずっとあの木を植えてありまして、もうこの水田がですねちょっと、3分の1、4分の1ぐらいですか、してあるというような状況でございまして、最初に今回はですね、もういろいろと補助金問題等もございまして、もう時間がないというようなことで、今回この作業場を建てるところだけをですね、申請許可して欲しいというような事でございます。別に問題はないかと思えますけれども、どうか御審議をよろしくをお願いいたします。終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に申請番号9番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○13番委員(多田 喜一郎君) 13番ですけど。ちょっとここの搬入路ですね、これ取ってあるんですけど、この場所なんかよう分からんですけど、どっから入ってこうするのかなあというのが、思ったんですが。いわゆる宅地が枝番-13で、今度通路としてののが枝番の17と18、地図が良く分からない。

●農業委員会事務局長(船津 宏君) 説明します。4ページの、見ていただきますと、黄色で囲ってある枝番13と枝番17、18、この三つが田と畑ですので、今回の転用申請の対象でして、家を建てられるのは、これを含んだところで、あと枝番の11、それから枝番の12が道路からの通路という事になります。宅地については転用関係の必要はありませんので、今回審議にかけるのはこの黄色で囲んである枝番の13と17と18です。実際に家が建つのは、枝番の11のあたりになりますが、住宅の用地として、黄色の部分も含めて、宅地として使うということで今回転用申請が出ていると。枝番12については道路からの、通路として使うということになります。説明の時に言いました、6ページを見ていただきますと、6ページに家の配置図書いてあると思いますけれども、西側から入ってくる通路枝番12の通路入ってきて、転回用のスペースが一応100㎡ぐらいとって、こういうレイアウトで家を建てたときに、宅地として、住宅用地として使う面積としては枝番11の288㎡、枝番13の190㎡。それと、枝番17が11㎡と枝番18が15㎡で、これらを足しますと、住宅用地として使うのは504㎡ということで、転用の住宅、個人住宅の基準に該当するというので、許可相当というふうな方向で判断したいと考えております。

○13番委員(多田 喜一郎君) はい、わかりました。

○14番委員(的射場 洋一君) 了解です。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) ほかにありませんか。はい。

○14番委員(的射場 洋一君) 14番的射場です。先ほど説明の中でちょっと触れておられましたけれども、価格が若干高めなのかなという事でしたが、住宅用地として販売するので、価格は上がると思うんですけども、相場的に、幾らぐらいが目安というのものあるのでしょうか。宅地は。

●農業委員会事務局長(船津 宏君) 農地の取引についてはですね、今日後もちょっとあの報告、前回の報告もするんですけど、転用後、転用時には多分宅地なりの取引になってると思いますので、その状況で、余程極端なものがない限りは、こちらは民々の取引なので頓着してないところなんですけど。という回答しかちょっとできないんですけど。

○14番委員(的射場 洋一君) 結局のところ相対で納得されている話でしょうから、こっちから口挟む事でもないんですけども、その目安的な宅地として売る場合の価格、大体この辺っていう相場があるのかなと思ったんで、お尋ねしたところです。

●農業委員会事務局長(船津 宏君) はい、先月もですね、宅地の案件もありましたので。参考のために、これまでの分のデータをちょっと取りまとめておきたいと思います。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号9番の案件について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。全員賛成です。したがって、申請番号9番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号10番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号10番の案件について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号10番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

日程第3 議案第2号

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 議案第2号、農用地利用集積計画(第8回)についてを議題にします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会課長補佐(高田 真之君) はい。それでは、利用権設定に係る分について御説明いたします。資料は21ページからご覧下さい。申請番号294番から295番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号296番から297番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号298番から303番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号304番から305番は、新規の使用貸借権の設定です。申請番号306番から307番は、期間満了に伴う転貸による、賃貸借権の再設定です。申請番号308番は、新規の転貸による賃貸借権の設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は22ページ左側からご覧下さい。今回の申請は7件で、申請番号54番から58番は、相手方の要望により熊本県農業公社が買入れするものです。申請番号59番から60番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。次に、売買価格についてですが、申請番号54番の買入れ価格は、10アール当たり70万円です。申請番号55番の買入れ価格は、10アール当たり55万円です。申請番号56番の買入れ価格は、10アール当たり30万円です。申請番号57番の買入れ価格は、10アール当たり30万円です。申請番号58番の買入れ価格は、10アール当たり35万円です。申請番号59番の買入れ価格は、10アール当たり71万7,500円です。申請番号60番の買入れ価格は、10アール当たり56万3,750円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化法促進法第18条の第3項の各要件を満たしていると考えております。続きまして、23ページから29ページにかけては、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画の総括表を載せております。なお、申請位置図につきましては、申請番号54番から58番の農地のみを掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農用地利用集積計画(第8回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画(第8回)について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長(船津 宏君) ご起立願います。礼。

閉会 午後1時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

令和 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 8番 松本 廣幸

あさぎり町農業委員会 署名委員 9番 上野 勇一郎

以降は作成途中

それではこの後、研修会をしたいと思いますので、2時間開会で、お願いいたします。

- 農業委員会事務局長（船津 宏君）** それでは全員協議会を始めたいと思います。ちょっと時間押しているののできばきと進めていきたいと思います。それでは最初に、次回の売買協議について高田補佐のほうからお願いします。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君）** はい。ページ、1ページめくっていただきまして、①ですね、今回8月の売買案件は1件でしたので、そちらのほうに書いてあるとおりです。担当の委員さんはですね、石原委員さんでしたけど、重信委員さんと交代されましたので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。
- 農業委員会事務局長（船津 宏君）** はい。続いて来月の総会開催日についてですけれども、9月10日火曜日、午後1時30分、この会場です。現地調査班は第2班になります。続いて、(2)の人農地プランの実質化の取り組み、地域の話し合いについてということで、毎月のようにお知らせしておりますけれども、8月については、8月26日、深田の城研修センターで開催予定ですので、地区担当の方はお願ひいたします。それから資料をですね、資料1、2、3お配りしておりますけれども、最初の資料1色刷りのものですね、先月か先々月かにお配りしたパンフレットの色つきのものを入手しましたので、見やすいということで再度配布するものです。それと、資料2についてはですね、この資料1の補足的なものですので、読んでいただいて、例えば6ページを開けていただきますと、資料2の6ページをあけていただきますと、この人農地プランの実質化に向けた工程表というのが、載っておりますけれども、まずはこういうのを今農林課のほうでやってるんですけれども、まずこういうのをつくって、7ページからですね、8ページに、7ページのほうに、中心経営体への農地集約化の方針とかですね。8ページのほうに農地の貸し付け等の意向のリストとかというような。この辺まで最終的には、作成していただくというふうなものです。9ページ以降については、それに関連する農地中間管理機構を使いやすく、改善していますというお知らせ。それから、15ページ、16ページについては、こういう事例が全国ではあっておりますというふうなことで、お目通しをいただければと思います。横書きの資料3ですね、これも同様なパンフレットでして、実質化の要件はこれこれですとか、5ページのほうには先ほどと同様に、この事業のための支援策とか、9ページ以降については、想定スケジュール等が記載されておりますので、いろんな場面でこういう内容の説明があつたりすると思います。この資料1、2、3についてはですね、それぞれ国とか県で作成しているものでして、内容が一部かぶっておりますけれども、これからいろんな場面で、人農地プランの実質化という話が出てくる際に参考となると思われましたので、お配りをしております。よろしくお願ひいたします。それでは次に3番の農地パトロールについて、高田のほうからお願いします。
- 農業委員会課長補佐（高田 真之君）** はい。それでは、資料の1ページからお願ひいたします。次第のほうのあけていただきまして、2枚目ですかね、の左側1ページ2ページと3ページということで、荒廃農地の発生解消状況に関する調査要項の一部改正等についてということで、県農地担い手支援課のほうからですね、つづりがちょっと横でなってますけど、こちらですね。この式次第の2、めくって2枚目ですかね、の左側になります。わかりますかね。すいません。こちらのほうに一応今回のですね、農地パトロール等のですね、要領の一部改正ということで、法律が変わっているところをですね、抜粋してあります。そちらを参

考にですね今回の農地法の農地パトロールのですね、実施に向けて、皆さん方も御承知おきいただければな
と思っておるところでございます。中身につきましては、またあのを帰られてからですね、読んでいただい
ればと思っております。続きまして、別紙ということで令和元年度農地パトロールという別冊をつけており
ます。今回8月19日から8月30日、それぞれですね、岡原地区、免田地区、深田地区、上地区、須恵地
区ということで、1番最後のところに別紙で、3枚紙ですけど、載せてあります。農業委員さんからそれぞ
れ名簿ありまして、下の中段にですね、それぞれの地区の日程・集合時間・場所記載してあります。お手元
の1番最後、それぞれ今回ですね、2班体制で、それぞれ地区を回りたいと思っております。そして1番下
のほうにですね、岡原ですと1班岡原北、そして2班岡原南ということで、4番目のほうに農業委員会、私
と局長とどちらかがそこにつくということで、岡原地区免田地区はですね、6名いらっしゃいますので、3
人さんにそれぞれ分かれていただければなと思っております。深田地区と須恵地区につきましては3名で
すので、できましたら、ほかの農業委員さんにですね、お手伝いいただいて、2名ないし3名ですね、2班
に分かれて回ればと思っております。上地区につきましては、8名いらっしゃいますので、もしよ
ろしかったらですね、先ほど言いました深田地区、須恵地区のほうに2人ほどですね、回っていただければ
なと思っております。これにつきましては軽のですね、うちのほうのワゴン車で、4人しか乗れませんので、
場所とかがですね、狭いところも回るということで、その関係で、定員を大体4名に考えております。また
そちらにつきましては、こちらのほうでまたお願いするかもしれませんので、御協力をよろしくお願いた
いと思います。次のページ2ページと3ページ4ページのほう見ていただけますでしょうか。ちょっと細か
いですが、まず2ページが、上段のほうで、岡原地区下段が免田地区、3ページがですね、深田地区が
上下でなっています。と、4ページの上段が上地区と、4ページの下段は須恵地区ということで、今回、岡
原、免田、深田、上、須恵ということで回っていきますけど、その方たちですね、去年の農地判断したと
きの緑判断と赤判断の方、につきましては対象者名簿で、今回昨日一昨日に、この方たちに通知のほうをさ
し上げております。もう早速昨日から来られた方、後電話の問い合わせ等もあっております、皆様方にも
ちょっと御承知いただいてですね、こういうことで今やってるということですね。理解いただければと思
っております。例えば、2ページの岡原地区の1番の方ですと岡原北の字があって851番田で所有者の方と
義務者の方と住所ということで、所有者がですね、義務者が一緒の場合もありますし、所有者の方が変わ
ってるらっしゃる方、義務者がですね、違う方につきましては、義務者の方に今回の通知を差し上げていま
す。例えば岡原地区の6番で言いますと、ほか11名となっておりますけれども、通知の相手方はこの管理され
ている耕作者とかという形で、藤原さんの方に通知を差し上げましたところ、右のほうにちょっと書いてあ
りますけど、昨日来庁されてですね、ここには何か水が来ないのでちょっと条件が悪いというような話をさ
れてました。また、草刈りは支援センターに毎年依頼しているので、しますということでおっしゃって帰ら
れました。あと1番最後の24番ですね、の1番最後の桜井さんという方もですね、昨日来られまして、ち
よっと相続がちょっと難しいと貸し借りは大丈夫だけど上、場所が場所だけにということで言われました。
ただ、所有者等を義務者といいますか、こちらのほうでは、この本人になっているので相続をされてるん
ではないかなとちょっと登記簿、先ほどありましたけど、全部事項証明登記簿とったらですね、だれが所有者
がはっきりしますので、そこを確認して、また、農業委員さんのほうを通じてですね、もしどなたか貸し借
り等ができるのであればですね、お願いしたいと。もちろん、岡本谷の大部奥のほうですね、村田さんが多
分担当なので分かれてると思うんですけど、そういったところをまた見ていただきたいと。今回皆様方にこ
れを渡したのは、この方たちを通知しておりますけれども、わかられる方、分からない場所とかもあられる
でしょうけど、この方達以外の担当地区はですね、ぜひこの8月のこの農地パトロール前には、1回自分の
テリトリーといいますか担当地区はですね、見ていただいて、もうパトロールの時にはある程度、目星をつ

けて回られれば、早く短時間にするのかなと思っているところです。以上ですけど、何か御質問等ありますか。